

本会の学術集会における利益相反（COI）の自己申告基準

*以下の基準に該当する場合に有とする。

	金額など
役員・顧問職	100万円以上
株	利益 100万円以上 全株式の 5%以上
特許権使用料など	100万円以上
講演料など	50万円以上
原稿料など	100万円以上
企業、団体等からの研究費	200万円以上
奨学寄附金（奨励寄附金）	200万円以上
その他報酬	10万円以上
寄附講座に所属している	
個人的利害関係が生じるような状態	